綾川町告示第102号

公 示 送 達 書

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次の者の書類を公示送達します。なお、これらの送達すべき書類は綾川町長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和8年6月26日

綾川町長　前田 武俊

No.	氏　名	書　類	
		年度	種 類
1	加藤　蔦美	令和8年度	過年度催告書
2	GUSWANTO	令和8年度	過年度催告書
3	新晃陸送　有限会社	令和8年度	過年度催告書
4	株式会社　ラルーチェ	令和8年度	過年度催告書
5	中野　剛志	令和8年度	過年度催告書
6	合同会社ミツワ	令和8年度	過年度催告書
7	髙橋　忠弘	令和8年度	過年度催告書
8	稲毛　太代	令和8年度	過年度催告書
9	三好　美知子	令和8年度	過年度催告書
10	正岡　研一	令和8年度	過年度催告書
11	平　竜児	令和8年度	過年度催告書
12	松村　久志	令和8年度	過年度催告書
13	松村　久信	令和8年度	過年度催告書
14	山下　海人	令和8年度	過年度催告書

備考　この掲示をはじめた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。